JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

検定協会だより

令和６年12月　第528号

12
DECEMBER

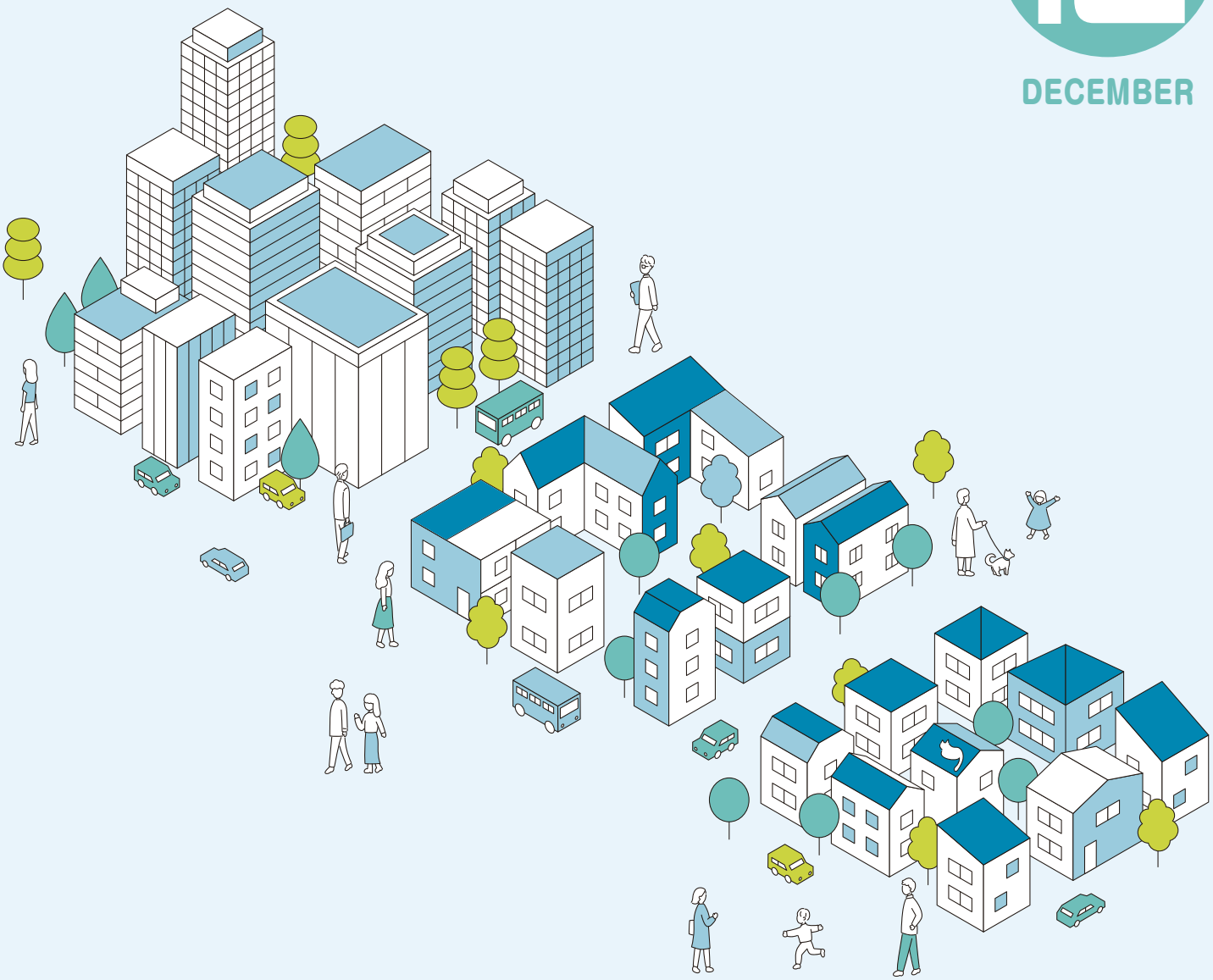

日本消防検定協会

令和6年12月号

https://www.jfeii.or.jp

目次

巻頭のことば

1 「災害に強く安全・安心なまちづくり」に向けて

岡山市消防局長　上田　匡

随想

4 検定制度と検定協会　第２回
～日本消防検定協会の設立と義務検定制度～

元東京理科大学火災科学研究所教授　博士（工学）　小林　恭一

事例紹介

8 東京消防庁管内における火災の概要と政令対象物の火災状況

東京消防庁予防部調査課

協会情報

26 「耐摩耗試験機」の更新について

消火・消防設備部　消防設備課

30 ISO/TC21/SC6　国際会議報告

消火・消防設備部　消火設備課　望月　文雄

おしらせ

35 有効期限を経過した受託評価品目

36 協会通信・業界の動き・消防庁の動き

40 新たに取得された型式一覧

42 検定・性能評価・受託評価数量（令和６年11月）

巻頭のことば

「災害に強く安全・安心なまちづくり」に向けて

岡山市消防局長
上田　匡

はじめに

岡山市は、古代より吉備文化の発祥地として栄え、多くの史跡が残されている都市です。また近年、戦国武将の宇喜多直家公、秀家公が岡山発展の基礎を築いた親子として再評価される機運が高まっており、「烏城（うじょう）」と称される、漆黒の「岡山城」は、日本三名園の一つ「後楽園」とともに、岡山市と県のシンボルとして、国内外からの観光客で賑わっています。

当局は市民の皆様が安心して暮らせるように、消防救急体制の充実強化施策など、災害に強く安全・安心なまちづくりに向けた取組みを行っています。このうち予防課では、火災による死者の低減を図るため、「住宅防火対策」と「消防法令違反の未然防止及び早期是正」を本年度の重点目標に掲げ、業務に取組んでいます。

住宅防火対策

当局管内の火災件数は減少傾向にあるなかで、火災による死者は、毎年10人前後発生しており、住宅火災10件に１人の割合で尊い命が犠牲となっています。

このような状況の中、住宅火災による死者数を低減しようと、令和３年度から令和４年度にかけ、有識者を招き「住宅火災における避難に関する検討会」を開催しました。この検討会では、死者が発生した過去の火災事例を分析するとともに、住宅火災からの避難に関する住民アンケート、VRを活用した住宅火災の疑似体験による検証を基に行動分析を行い、避難を阻害する要素や危険要因を表面化させました。そして、この検討会の報告書に基づき「住宅火災における最適な避難のガイドライン」と、住民向けパンフレット「住宅火災からの避難について考える」を作成しました。このパンフレットは、自宅で火災が発生した際に、最適な避難行動をとるための「マイタイムライン」を作成し、

実際に自分達で避難訓練をしてもらう内容となっています。ガイドラインには、消防だけではなくステークホルダー（関連する人々や団体）と協力して広報展開する仕組みや、パンフレットの解説、広報対象者の優先順位などが記されています。令和５年度からこのガイドラインに沿い、特に高齢者を中心に展開し、住宅火災による死者の低減を目指しているところです。

その他の取組みとしては、住宅用火災警報器の維持管理の推進を目的に当局では11月10日を「住宅用火災警報器のイイテンケンの日」と制定し、特に令和４年度からは、岡山県下全14消防本部の合同企画として11月10日前後をキャンペーン期間として定め、維持管理の重要性について県内全域一丸となって広報を実施しています。

今後も火災による死者を低減させるため、あらゆる機会を据え、住宅防火を推進していくとともに、住民に対して火災を自分事として考えてもらうことのできる広報を展開していきます。

消防法令違反の未然防止と早期是正

消防法令違反の未然防止については、有事の際に人命危険が高い防火対象物への立入検査の強化をすることが有効であると考え、建物の用途や管理状況等を踏まえて、危険度を具体的に数値化した「危険度評価」を令和２年度からの試行期間を経て令和４年度から導入しました。危険度の高い建物を優先して立入検査を行うことで、効率よく効果的な指導を実施し、建物関係者の自主的な管理を促しています。また、事業所が積極的に火災予防について学べる場の創出にも力を入れているところであり、市内事業所を対象として開催している「火災予防サポート研修会」では、火災事例の紹介や消防用設備の解説・取扱い、煙中避難方法等の体験型学習も取入れ、事業所の防火意識の向上に努めています。

違反是正については、消防用設備等の未設置や防火管理者の未選任等の違反の中で、特に危険と判断したものを重大違反として８つに区分指定し、違反覚知から一定期間内に是正されない場合は、必ず違反処理へ移行することとしています。重大違反の指導状況については、「Microsoft Access」で当局職員が作成した「違反是正進捗管理システム」を活用し、各署の情報を共有するなど、随時チェックできる体制を構築しています。「重大違反を放置していると、必ず行政処分される」ということを違反している関係者へ早期に通知し、定期的に進捗確認、追跡指導を行うことで、丁寧な行政指導と早期是正を実現しています。

おわりに

昨今の国際情勢と、少子高齢化等の社会構造の変化、異常気象による災害等、消防を取巻く状況も大きく変化しています。我々消防は、今までの常識にとらわれることなく、新たに発生する困難な問題を次々と克服していく必要があるため、当局職員には、「歩を進めること」「仕事に魂を込めること」「我が事意識のレベルを上げること」が肝要であると伝え、危機管理意識の向上に努めています。

また、人口減少時代の到来に対応するため、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められているように、課題解決のため、積極的に新しい技術の導入に努め、市民の利便性向上、業務の効率化を行い、持続可能な消防体制を構築していかなければなりません。

職員一同、これからも市民のニーズにしっかりと応えられるよう、一丸となって安全・安心なまちづくりに努めて参りたいと思います。

結びに、日本消防検定協会並びに消防防災関連分野にご尽力いただいております皆様のますますのご発展を祈念いたしまして、巻頭のことばとさせていただきます。

随 想

検定制度と検定協会　第２回
～日本消防検定協会の設立と義務検定制度～

元東京理科大学火災科学研究所教授　博士（工学）
小 林 恭 一

本稿では、消防法第17条の改正に伴い検定個数が急増して、消防研究所による検定では対応しきれなくなったため、日本消防検定協会が設立されるとともに、義務検定制度に移行した経緯について述べることにします。

昭和35年（1960）の消防法第17条の改正

昭和35年（1960）７月に自治省（当時）が設置されると、国家消防庁は「消防庁」としてその外局に位置づけられました。この時、同時に消防法第17条が改正されて、それまで条例に委任されていた消防用設備等（消防法第17条に基づくもの。以下同じ）の規制が全国統一的に行われるようになりました。

消防の用に供する機械器具等の設置規制が市町村条例で行われていた時代は、東京など一部の大都市を除いて、多くの市町村では十分な規制が行われていなかった可能性があります。そのためか、消防用設備等の設置規制が全国統一的に行われるようになると、検定個数が爆発的に増加することとなりました。ちなみに、消火器の本検定（現在の型式適合検定）個数でみると、昭和30年度（1955）の20万本が昭和37年度（1962）には91万本に急増しています。

検定個数が表２（前回参照）の程度であれば消防研究所による検定でも対応できたのだと思いますが、検定個数の急増により、それではとても間に合わなくなり、消防研究所本来の目的である火災に関する技術的研究にも支障を来すようになって、消防研究所内部でも、検定を行う専門の機関の設置の必要性が議論されるようになりました。

日本消防検定協会の設立

「日本消防検定協会十年史」によると、消防研究所の機構の見直しには、検定個数の

急増以外に、以下のように、国の研究機関に対する当時の日本政府の方針や他省庁との関係も絡んでいた様子がうかがえます。

昭和36年（1961）９月、内閣総理大臣が「国立試験研究機関の刷新充実に関する方策」を科学技術会議に諮問し、昭和37年（1962）７月、「国立試験研究機関の性格を単純明確化し、業務の分野の重点化をはかり、必要に応じて新設、統合、廃止、転換などの措置を講ずる」などの答申がなされ、消防研究所の見直しにも大きな影響を与えました。

また、当時、大都市への人口集中、産業経済の発展に伴い、火災の発生件数は年々増加していましたが、当時の検定は任意検定であり、粗悪品が出回ることを抑制できなかったため、火災予防の見地から、検定制度の強化が望まれていました。

一方、消防用機械器具等に関するJIS規格と検定との関係について問題があり、結合金具について工業技術院から消防庁に協議があって、懸案事項になっていました。また、大蔵省（当時）からも、消防研究所本来の研究業務と急増する検定業務との整理の必要があることが指摘されていました。

このような動きを背景として、消防庁は、昭和37年（1962）４月、

① 消防用設備全品目について規格を整備する

② 検定制度を強化して義務検定とし、全品目について型式検定（現在の型式承認）と個別検定（現在の型式適合検定）を行う

③ 法律に基づく特殊法人を設立し、検定業務を担当させる

という方針を決定しました。

検定制度の改正については、消防隊が使用する機械器具等について条例に基づき自前の検定を実施していた東京都、大阪府、京都府などの消防関係者と協議して理解を得るとともに、全国消防長会や関係業界の賛同も得ています。

こうして、昭和38年（1963）４月に消防法が改正され、検定業務は昭和39年（1964）１月に、消防研究所から、人員や施設、ノウハウも含めて、新たに設置された日本消防検定協会に移管されることになりました。それに伴い、それまで国家公安委員会告示で定められていた検定制度の仕組みは、制度の枠組みは消防法（第21条の２～第21条の51）で、検定対象品目は政令（第37条）で、技術基準は品目毎に規格省令で、それぞれ定められることとなりました。前回述べたように、この時、消防法第19条が削除されています。

義務検定制度

検定制度の仕組みそのものは、消防研究所で行われていた仕組みが概ね引き継がれましたが、「消防の用に供する機械器具等」のうち政令（消防法施行令第37条）で定めるも

の（消防用機械器具等）は原則として全て検定制度の対象となり（消防法第21条の２第１項）、消防用機械器具等は、所定の表示が附されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない（同条第４項）という極めて厳しい規制となりました。

このような厳しい規制となった理由は何故でしょうか？その主な理由は、前回述べたように、消防用機械器具等が極めて高い確率で適切に作動することが求められるためだと考えられますが、検定制度がそれまで任意の制度として行われていたことから考えると違和感もあります。今となっては推測するしかありませんが、当時の資料をみると、幾つかの手がかりは見つかります。

第一に、当時、世の中は高度成長時代で、経済の急成長に比例するかのように火災件数も火災による死者数も急増しており、市街地大火が頻発していた時代に引き続き、火災対策が国家的課題だったことが非常に大きいのだと思います。国会での議論を見ても、この点が現在の火災の位置づけとは全く異なっており、このような厳しい仕組みも、社会に特に違和感なく受け入れられていたことがうかがえます。

昭和31年（1956）版旧消防白書には、一部大都市が独自に消防の用に供する機械器具等の性能検証を行っており、市中には性能について何の評価もされていないものも出回っていて、それらの量は「本検定」の量に匹敵するのではないか、それらを国家検定の枠組みの中に取り込むべきではないか、という記述があります。さらに、消防研究所が世界の状況を研究して民間企業と協同で国産化と品質の確保を目指していたことをうかがわせる記述もあります

日本消防検定協会十年史には、消防法改正案に関する各省協議の際に、義務検定の裏付けとなる罰則規定を設けることについて、法務省が強い反対の意向を示したため、折衝を重ねて了解を得ることができたという記述があります。

また、大蔵省は、検定業務を行う機関を特殊法人とする必要はなく、仮に特殊法人とするとしても政府が出資する必要はない、という意見でした。これに対して消防庁は、消防用機械器具等は人命、財産に重大な影響を及ぼす保安用具であり、その性能特に安全性を国民に対して保証するために行われる検定業務は、当然国の責任において執行しなければならないものであり、民法に基づく法人よりなお一層国の監督を受ける特殊法人にその業務を行わせ、これによって国が直接その業務を行う場合と同様の公正を担保すべきであると主張して了解を得られたとあります。

消防法第21条の２が厳しい規定ぶりになった背景には、火災対策が国家的課題なのに粗悪な消防用機械器具等が出回っていたということも大きいのだとは思いますが、当時

の国家的課題に貢献しようという消防庁や消防研究所の強い自負と意気込みがあったこと、法制的な検討や他省庁との折衝の過程で、制度そのものが極めて堅い構成になっていかざるを得なかったこともあるのではないか、というのが私の推測です。

義務検定移行時の検定対象品目

消防研究所における任意検定制度の時代に定められた規格は、表１（前回参照）のとおりですが、実際には検定申請がなされないものもあったため、義務検定への移行時に検定対象となっていたのは、13品目でした。そのうち、義務検定への移行の際に、防炎関係の３品目（防炎液、防炎紙及び防炎布）と無線機関係の２品目（消防用短波無線電話機及び消防用超短波無線電話機）及びスプリンクラーヘッドの合計６品目が検定対象から外され、昭和38年の時点で７品目が検定対象とされました（表３参照）。

防炎関係や無線機関係の品目が検定対象から外されたのは、検定対象機械器具等が政令で定められることになったため、各省庁の所管品目と競合する品目は検定対象とすることができなくなったためだと考えられます。任意検定制度の時代は、国家公安委員会告示で検定規格を決めていたので、いわば自由に安全上必要な品目の規格を決めていたのですが、そうは行かなくなったということでしょう。

スプリンクラーヘッドが検定対象から外された理由は、昭和40年（1965）に閉鎖型スプリンクラーヘッドが改めて検定対象品目になっていますので、今となってはよくわかりません。建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）には、制定当初（昭和25年（1950））から「・・、スプリンクラー、貯水そうその他の消火設備・・は、政令で定める技術的基準に従って、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。」とありますので、そのことが関係しているのかも知れません。

表３　義務検定移行時の検定対象品目
（消防法施行令第37条（昭和38年12月施行時））

号	品　　目
一	消火器
二	消火器用消火薬剤（炭酸ガス及び四塩化炭素を除く。）
三	動力消防ポンプ
四	消防用ホース
五	消防用ホースに使用する差込式の結合金具
六	火災報知設備の感知器（火災によって生ずる熱を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。）、発信機又は受信機
七	電気火災警報器

（続く）

事例紹介

東京消防庁管内における火災の概要と政令対象物の火災状況

東京消防庁予防部調査課

1　はじめに

政令対象物とは、防火対象物のうち消防法施行令（以下「政令」という。）別表第一（18項から20項を除く。）に掲げる建物を指します。令和５年12月末現在、東京消防庁管内の政令対象物は450,277棟で、令和元年に比べて27,068棟（6.4％）増加しています。

本稿は、令和５年中に東京消防庁管内で発生した火災の概要と政令対象物（共同住宅等を除く）のうち、火災件数が多い「飲食店」及び「事務所等」の火災の状況をまとめたものです。

2　令和５年中の火災の状況

⑴　火災状況

火災種別、損害額及び死傷者等の状況をみたものが、表１、表２です。

令和５年中の火災件数は4,330件で、前年に比べ377件増加しました。当庁は昭和35年から逐次都内市町村の消防事務の受託を開始し、火災件数が9,000件台に達した時期もありましたが、その後減少傾向が続き、平成18年に6,000件を切り、平成26年には5,000件を切り、平成28年以降は4,000件前後を推移しています。

表1　火災状況（最近10年間）

年別	火災件数 合計	建物 小計	建物 全焼	建物 半焼	建物 部分焼	建物 ぼや	林野	車両	船舶	航空機	その他	治外法権	管外からの延焼火災
26年	4,805	3,002	89	84	506	2,323	5	332	2	－	1,463	1	－
27年	4,433	2,922	84	93	515	2,230	3	296	2	3	1,204	3	－
28年	3,982	2,766	75	89	421	2,181	1	275	3	1	934	2	－
29年	4,205	2,837	84	77	474	2,202	3	216	－	－	1,148	1	－
30年	3,973	2,696	64	87	447	2,098	2	225	3	－	1,046	1	－
元年	4,089	2,904	81	83	455	2,285	5	206	1	－	969	3	1
2年	3,694	2,667	63	73	404	2,127	1	216	－	－	809	1	－
3年	3,939	2,812	71	76	349	2,316	6	215	1	－	901	4	－
4年	3,953	2,850	80	75	387	2,308	3	187	3	－	909	1	－
5年	**4,330**	**3,057**	**71**	**64**	**439**	**2,483**	**7**	**218**	**2**	**－**	**1,045**	**1**	**－**
前年比	377	207	▼9	▼11	52	175	4	31	▼1	－	136	－	－
平均	4,140	2,851	76	80	440	2,255	4	239	2	－	1,043	2	－

注1　治外法権とは、治外法権地域及び対象物の火災のことをいいます。
2　管外からの延焼火災とは、当庁管轄地域外から発生した火災が当庁管轄地域に延焼した火災のことをいいます。
3　治外法権火災及び管外からの延焼火災は火災件数のみ計上し、他の項目欄には計上していません。
4　▼は減少を示します（以下同じ）。

表2　火災状況（最近10年間）その2

年別	損害状況 焼損棟数	り災世帯	り災人員	焼損床面積（㎡）	焼損表面積（㎡）	林野焼損面積（㎡）	損害額（千円）	死者	負傷者
26年	3,451	2,587	4,955	23,478	9,066	85,700	4,889,803	94(16)	790
27年	3,390	2,413	4,802	20,750	9,521	2,100	3,925,669	95(16)	827
28年	3,107	2,133	4,123	17,529	6,886	100	4,924,408	83(15)	853
29年	3,266	2,486	4,884	20,719	8,275	3,200	5,147,050	79(14)	758
30年	2,999	2,200	4,239	18,604	12,001	42,000	6,070,983	86(12)	798
元年	3,284	2,335	4,395	18,295	7,836	78,200	7,688,941	108(17)	705
2年	3,028	2,239	4,270	16,136	7,386	1,400	5,601,522	86(10)	710
3年	3,228	2,382	4,527	16,448	7,456	48,000	4,208,012	86(14)	664
4年	3,259	2,499	4,786	21,974	6,717	1,100	5,466,720	89(14)	742
5年	**3,444**	**2,662**	**5,043**	**17,316**	**7,328**	**11,500**	**5,088,949**	**86(15)**	**750**
前年比	185	163	257	▼4,658	611	10,400	▼377,772	▼3(1)	8
平均	3,246	2,394	4,602	19,125	8,247	27,300	5,301,206	89(14)	760

注1　林野焼損面積は100㎡未満の端数を四捨五入したものです。
2　死者の(　)内は、「自損行為による死者」を内数で示したものです。

※※

⑵　火災による死傷者の状況

令和５年中の火災による死者の発生状況及び自損を除く死者の年齢区分別発生状況をみたものが図１、２です。

令和５年中の火災による死者は86人で、前年と比べて３人減少しました。死者86人のうち、自損15人（前年比１人増加）を除いた死者数は71人で、前年と比べて４人減少しました。令和５年中の自損を除く死者のうち、高齢者の死者は49人（69.0%）で、７割近くを占め、前年より3.0ポイント減少しています。

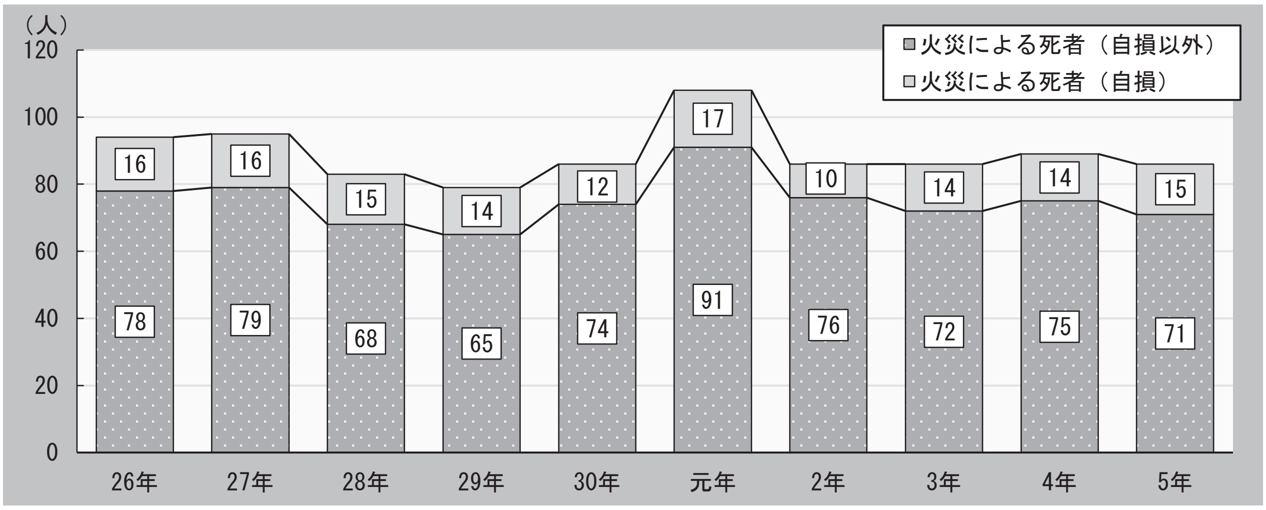

図１　火災による死者の発生状況

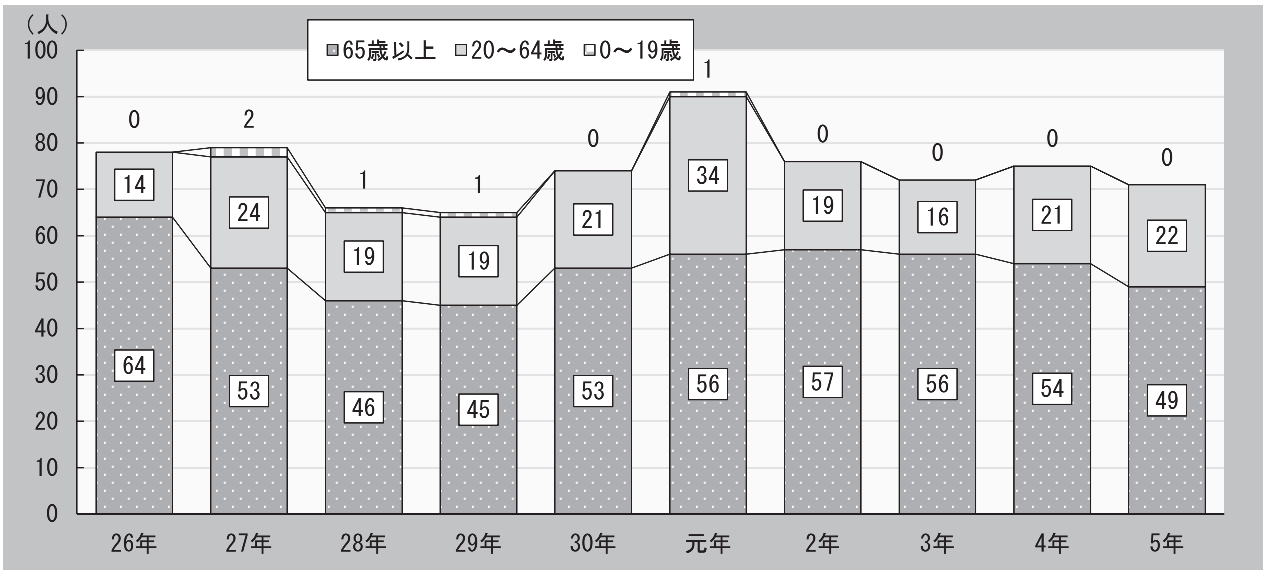

図２　自損を除く死者の年齢区分別発生状況

注　平成28年の年齢不明の死者２人を除いています。

⁂⁂⁂

⑶　火災による負傷者の状況

令和５年中の火災による負傷者の年代別推移をみたものが図３です。

令和５年中の火災による負傷者は750人で、前年と比べて８人増加しました。

令和５年中の負傷者750人のうち、消防職員・団員などの消防活動従事者18人（前年比10人増加）、自損による負傷者７人を除いた負傷者は725人で、前年と比べて７人増加しています。負傷者の年齢区分別発生状況の推移をみると、高齢者の負傷者は前年と比べて８人増加しています。20 ～ 64歳の負傷者は前年と比べて８人減少しています。

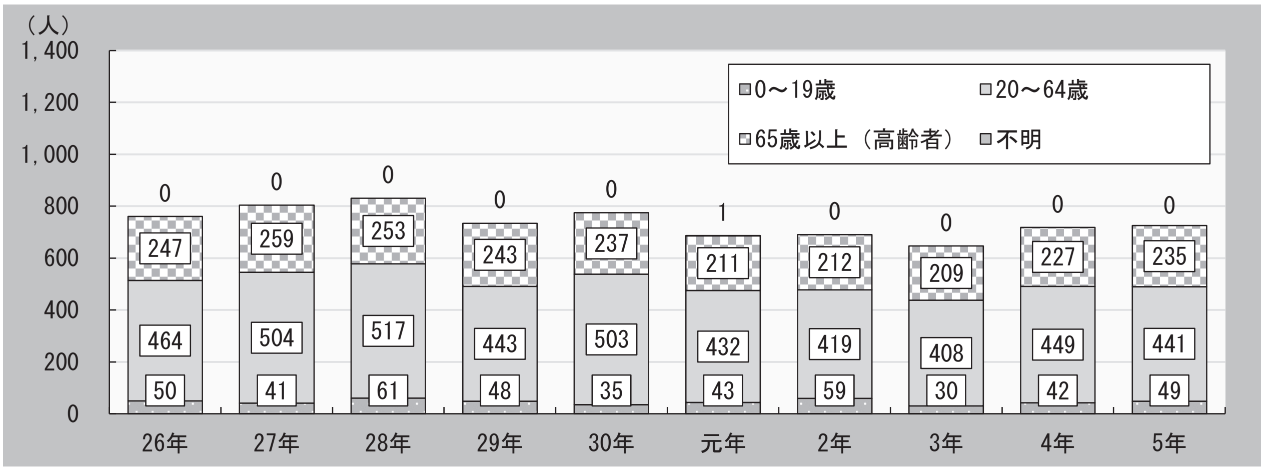

図３　消防活動従事者及び自損を除く火災による負傷者の年代別推移

⑷　主な出火原因の傾向

令和５年中の主な出火原因をみたものが表３です。

令和５年中の主な出火原因で最も多いのは「たばこ」の661件で、前年よりも92件増加し、全火災件数（治外法権火災及び管外からの延焼火災を除く）に占める「たばこ」の割合は15.3％で、前年と比べて0.9ポイント増加しています。

次いで「放火（疑い含む）」は639件であり、前年と比べて38件増加しました。

※※※

表３　主な出火原因別火災件数（件）（令和５年中の上位10件）

年別	たばこ	放火（疑い含む）	ガステーブル等	大型ガスこんろ	コンセント	差込みプラグ	コード	電気ストーブ	ロウソク	火遊び
26年	710	1,381	415	110	1	1	45	104	56	76
27年	664	1,027	457	118	53	47	57	75	40	72
28年	586	881	363	110	59	64	61	85	48	33
29年	691	896	360	95	59	64	74	100	46	49
30年	651	705	305	98	56	64	57	71	41	31
元年	689	641	347	110	56	85	62	85	42	21
2年	508	641	399	72	59	62	60	69	31	20
3年	583	590	361	90	86	82	53	85	40	26
4年	569	601	331	96	89	81	68	89	36	20
5年	**661**	**639**	**376**	**114**	**87**	**82**	**68**	**67**	**38**	**38**
前年比	92	38	45	18	▼2	1	−	▼22	2	18
構成比（％）	15.3	14.8	8.7	2.6	2.0	1.9	1.6	1.5	0.9	0.9

注　構成比は令和５年中です。

⑸　建物出火用途別の火災状況

令和５年中の建物から出火した火災（火元の用途が建物の火災）は2,975件で、前年と比べて197件増加しました。主な建物出火用途別の火災件数をみたものが表４です。

令和５年中の火災状況は、「住宅・共同住宅等（下宿・寄宿舎含む。）」の居住用建物からの出火が1,669件（56.1％、前年比1.7ポイント減少）、「飲食店」が363件12.2％）、「事務所等」が182件（6.1％）などとなっています。

以下、政令対象物のうち火災件数が多い「飲食店」及び「事務所等」について取り上げます。

表４　建物用途別の火災状況（令和５年中の住宅火災を除く上位８位）

年別	住宅火災	内訳		飲食店	事務所等	百貨店・物販等	工場・作業場	ホテル・旅館等	学校	駅舎等	病院	建物から出火した火災（合計）
		住宅	共同住宅等									
26年	1,694	634	1,060	296	123	113	84	33	27	22	13	2,878
27年	1,675	615	1,060	339	121	87	95	26	29	18	20	2,827
28年	1,497	539	958	345	126	103	89	37	33	21	17	2,681
29年	1,597	579	1,018	318	151	110	84	36	31	14	24	2,730
30年	1,484	539	945	330	142	94	90	19	40	16	21	2,609
元年	1,543	583	960	368	175	112	85	30	51	20	20	2,811
2年	1,553	564	989	244	155	116	64	21	25	27	27	2,598
3年	1,617	600	1,017	288	162	117	74	26	24	25	26	2,720
4年	1,606	588	1,018	289	141	110	93	51	30	31	24	2,778
5年	**1,669**	**578**	**1,091**	**363**	**182**	**114**	**80**	**62**	**29**	**20**	**20**	**2,975**
前年比	63	▼10	73	74	41	4	▼13	11	▼1	▼11	▼4	197
平均	1,594	582	1,012	318	148	108	84	34	32	21	21	2,761

注　事務所等は、15項のうち事務所、官公署及び銀行の合計です。

３　飲食店

⑴　火災状況

ここでいう「飲食店」の火災とは、政令別表第一⑶項ロに定める用途部分から出火した火災をいいます。最近10年間の火災状況をみたものが表５です。

令和５年中の火災件数は363件、前年と比べて74件増加し、最近10年間で令和元年に次いで２番目に多い件数です。

火災程度別にみると、前年に比べて全焼が１件、部分焼が４件、ぼやが69件それぞれ増加しています。焼損床面積は前年と比べて382㎡増加の784㎡となっています。火災による死者は発生しておらず、負傷者は81人で前年と比べて10人増加しています。

表５　年別火災状況（最近10年間）

年別	火災程度					損害状況				
	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	焼損床面積（㎡）	焼損表面積（㎡）	損害額（千円）	死者	負傷者
26年	296	2	4	55	235	1,539	986	341,133	－	72
27年	339	2	8	65	264	1,608	1,085	322,284	－	86
28年	345	2	6	54	283	1,196	1,107	467,523	－	83
29年	318	4	3	58	253	1,386	816	534,222	1	60
30年	330	1	4	53	272	642	914	277,191	－	77
元年	368	1	3	74	290	680	659	361,249	1	75
2年	244	－	6	36	202	494	590	187,306	1	49
3年	288	－	4	31	253	404	337	166,920	－	55
4年	289	1	1	44	243	402	306	150,806	2	71
5年	**363**	**2**	**1**	**48**	**312**	**784**	**849**	**336,322**	**－**	**81**

⑵　出火原因

令和５年中の業態別の出火原因をみたものが表６です。

ア　燃焼器具

燃焼器具による火災は191件（52.6％）で飲食店火災の５割以上を占めています。このうち、「大型ガスこんろ」、「大型ガスレンジ」からの出火が多くなっており、これらで、燃焼器具全体の約７割を占めています。

イ　電気設備器具

電気設備器具による火災は105件（28.9％）発生しており、このうち、「電磁調理器」が16件（15.2％）、「コンセント」が15件（14.3％）などとなっています。

表６　業態別の出火原因

業態	出火原因															
	合計	燃焼器具					電気設備器具					固体燃料使用器具				たばこ	その他
		小計	大型ガスこんろ	大型レンジ	無煙ガスロースター	その他の燃焼器具	小計	電磁調理器	コンセント	差込みプラグ	その他の電気設備器具	小計	木炭七輪こんろ	焼肉炉	その他の固体燃料用器具		
合計	363	191	101	30	16	44	105	16	15	9	65	21	9	3	9	13	33
酒場，ビヤホール	69	45	27	11	−	7	12	1	2	2	7	2	1	1	−	6	4
その他の食堂，レストラン	68	39	12	5	15	7	12	−	4	1	7	10	7	−	3	1	6
中華料理店	43	33	29	−	−	4	8	1	1	1	5	1	−	1	−	−	1
その他の一般飲食店	41	19	9	2	1	7	11	1	1	1	8	5	−	1	4	2	4
西洋料理店	28	19	4	8	−	7	5	1	−	−	4	1	−	−	1	−	3
日本料理店	25	9	7	−	−	2	8	2	1	1	4	2	1	−	1	−	6
喫茶店	24	5	1	1	−	3	18	5	4	2	7	−	−	−	−	−	2
一般食堂	21	9	5	−	−	4	11	1	1	−	9	−	−	−	−	−	1
バー，キャバレー，ナイトクラブ	15	3	1	2	−	−	6	1	−	−	5	−	−	−	−	4	2
そば・うどん店	12	6	4	1	−	1	4	1	−	1	2	−	−	−	−	−	2
すし店	2	2	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
その他	15	2	−	−	−	2	10	2	1	−	7	−	−	−	−	−	2

(3)　発見・通報・初期消火等の状況

ア　火災発見者の発見後の行動

火災発見時、鎮火状態であった67件を除いた296件の火災のうち、火災の発見者が「行為者」及び「行為者以外の従業員」である196件の火災発見後の行動についてみたものが表７です。

このうち、「消火した」が37件（18.9％）と最も多く、次いで「消火後通報した」が31件（15.8％）、「他人に火災を知らせた」が22件（11.2％）などとなっています。

表７　発見者区分別火災発見後の行動

発見者	合計	発見後の行動										
		消火した	消火後通報した	他人に火災を知らせた	消火後他人に知らせた	通報した	電気・ガス等の熱源を断った	消えず他人に知らせた	消えないので避難した	他人に火災を知らせて通報した	他人に通報を依頼し消火に従事した	その他
合計	196	37	31	22	19	12	9	8	7	6	5	40
行為者	82	19	16	2	10	4	3	5	2	1	4	16
行為者以外の従業員	114	18	15	20	9	8	6	3	5	5	1	24

イ　通報状況

通報状況をみたものが図４です。

このうち、「発見後すぐに通報した」が194件（53.4％）と最も多く、比較的早期に通報行動がとられている状況といえます。次いで「消火してからすぐに通報した」が47件（12.9％）及び「消火後しばらくしてから通報した」が31件（8.5％）などとなっています。

ウ　初期消火状況

初期消火状況をみたものが図５です。

飲食店から出火した火災363件のうち、初期消火が行われた火災は232件で、その従事率は63.9％です。初期消火が行われた火災232件のうち、初期消火に成功したケースは170件（73.3％）となっており、初期消火に失敗したケースは62件（26.7％）で、その主な理由は、「ダクト内から出火」が11件（17.7％）、「消火器が不足」が７件（11.3％）、「壁内から出火」が５件（8.1％）などとなっています。

エ　避難状況

避難行動のあった火災は86件で、前年に比べて23件増加となっています。

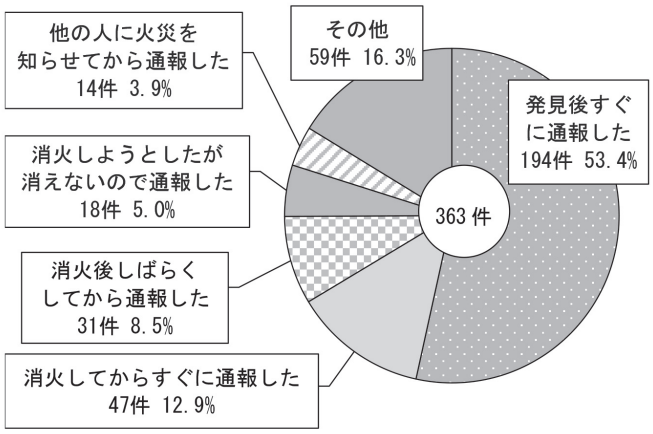

図４　通報状況

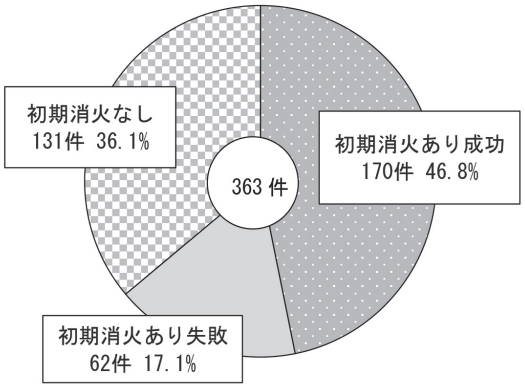

図５　初期消火状況

４　事務所等

⑴　火災状況

ここでいう「事務所等」の火災とは、政令別表第一⒂項に定める「その他の事業所」の用途部分のうち、「事務所」、「銀行」及び「官公署」から出火した火災をいいます。最近10年間の事務所等の年別火災状況をみたものが表８です。

令和５年中の「事務所等」の火災は182件で、前年と比べて41件増加しており、内訳は、「事務所」が161件、「官公署」が18件、「銀行」が３件となっています。

火災程度別にみると、ぼやが169件（92.9％）、部分焼が11件（6.0％）、半焼及び全焼が各１件（0.6％）で、ぼやが９割以上を占めています。火災による死者は発生しておらず、前年と比べて１人減少しています。負傷者は11人で前年と比べて１人増加しています。

表８　年別火災状況（最近10年間）

年別	火災件数 合計	建物 全焼	建物 半焼	建物 部分焼	建物 ぼや	損害状況 焼損床面積（m²）	焼損表面積（m²）	損害額（千円）	死者	負傷者
26年	123	2	1	15	105	481	110	166,624	－	9
27年	121	2	－	11	108	270	79	72,373	1	15
28年	126	1	－	8	117	161	119	27,383	－	5
29年	151	1	2	10	138	276	239	222,115	1	3
30年	142	5	2	15	120	1,010	128	102,555	－	11
元年	175	1	2	10	162	380	346	404,162	－	14
2年	155	2	2	19	132	861	237	169,677	1	17
3年	162	－	－	12	150	325	93	241,243	－	13
4年	141	2	－	11	128	213	98	77,906	1	10
5年	**182**	**1**	**1**	**11**	**169**	**291**	**499**	**273,226**	**－**	**11**

⑵　出火原因

出火原因と出火箇所をみたものが表９です。

主な出火原因では、たばこが９件となっており、電気関係の火災は合計で147件となっています。

ア　たばこ

たばこによる火災９件の出火箇所をみると、「一般事務室」が４件（44.4％）、「湯沸場」、「台所・調理場」及び「休憩室」が各１件（11.1％）となっています。

イ　電気関係

電気関係から出火した火災は147件で、出火箇所別にみると「一般事務室」が82件（55.8％）と最も多く発生しています。機器別にみると、「電気機器等」が52件（63.4％）、「配線器具等」が28件（34.2％）、「電熱器」が２件（2.4％）となっています。

電気機器等97件のうち、「直流電源装置（ＡＣアダプタ含む）」が11件（11.3％）、「コンピュータ（本体）」及び「充電式電池」が各10件（10.3％）などとなっています。

配線器具等45件のうち、「差込みプラグ」及び「コード」が各10件（22.2％）、「コンセント」が９件（20.0％）、「テーブルタップ」が５件（11.1％）などとなっています。

※※

電熱器５件のうち、「コーヒー焙煎器」、「温風機」等が各１件（20.0％）となっています。

表９　出火原因別出火箇所

出火原因			合計	一般事務室	会議室	機械室	湯沸場	作業場	台所・調理場	屋内駐車場	休憩室	階段室	サービス店舗	パイプスペース	天井裏	管理人室	その他
合計			182	93	13	9	7	6	5	3	3	3	2	2	2	2	32
電気設備機器	電気機器等	小計	97	52	6	8	2	5	1	−	2	−	1	2	1	2	15
		直流電源装置（ACアダプタ含む）	11	8	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
		コンピュータ（本体）	10	8	1	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		充電式電池	10	8	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
		制御盤	9	2	−	5	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	1
		電子レンジ	7	3	−	−	2	−	−	−	2	−	−	−	−	−	−
		蛍光灯	6	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	3
		レーザー加工機	4	−	−	−	−	3	−	−	−	−	−	−	−	−	1
		扇風機	3	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
		その他の電気機器等	37	18	3	2	−	1	1	−	−	−	1	1	1	2	7
	配線器具等	小計	45	28	6	−	3	1	1	−	−	−	−	−	1	−	5
		差込みプラグ	10	5	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	3
		コード	10	7	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
		コンセント	9	7	−	−	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−
		テーブルタップ	5	4	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		コードコネクタ	3	2	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		タンブラースイッチ	2	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
		押しボタンスイッチ	2	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		その他の配線器具等	4	1	1	−	−	1	−	−	−	−	−	−	1	−	−
	電熱器	小計	5	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	3
		コーヒー焙煎器	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
		温風機	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		電気こんろ	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
		電気ストーブ	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		投込湯沸器	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
機器等	ガス設備	小計	6	1	−	−	1	−	2	1	−	−	−	−	−	−	1
		ブタンガストーチバーナー	2	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
		エンジンカッター	1	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−
		ガスこんろ	1	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		ガステーブル	1	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−
		大型ガスこんろ	1	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−
たばこ			9	4	−	−	1	−	1	−	1	−	−	−	−	−	2
放火			8	−	−	−	−	−	−	−	−	3	−	−	−	−	5
その他			2	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
不明			10	5	1	−	−	−	−	2	−	−	1	−	−	−	1

⑶　発見・通報・初期消火の状況

ア　火災発見者の発見後の行動

火災発見後の行動状況をみたものが表10です。

「事務所等」の火災182件の発見後の行動をみると、「他人に火災を知らせた」が41件（22.5％）、次いで「通報した」及び「他人に通報を依頼した」が各20件（11.0％）、「消火した」が19件（10.4％）などとなっており、合計115件（63.2％）が通報、報知及び消火など何らかの行動を起こしています。

イ　通報状況

通報状況をみたものが表11です。

「事務所等」の火災182件の通報状況をみると、「発見後すぐ通報した」が71件（39.0％）、「消火後しばらくして通報した」が37件（20.3％）、「他の人に火災を知らせてから通報した」及び「消火後すぐに通報した」が各14件（7.7％）などとなっています。

ウ　初期消火状況

初期消火状況をみたものが図６です。

「事務所等」の火災182件の初期消火状況をみると、「初期消火が行われなかった火災」は96件（52.7％）で、「初期消火が成功した火災」は78件（42.9％）、「初期消火が失敗した火災」は８件（4.4％）となっています。

被害を最小限に抑えるためには、日頃から消防用設備等を適正に維持管理し、通報、消火及び避難が迅速かつ組織的に行えるよう、防火管理体制を確立することが必要です。

表10 火災発見後の行動状況

発見後の行動状況	件数
合計	182
他人に火災を知らせた	41
通報した	20
他人に通報を依頼した	20
消火した	19
消火後他人に知らせた	15
何もしなかった	15
その他	52

表11　通報状況

通報状況	件数
合計	182
発見後すぐに通報した	71
消火後しばらくしてから通報した	37
他の人に火災を知らせてから通報した	14
消火後すぐに通報した	14
通報なし	2
その他	44

※※

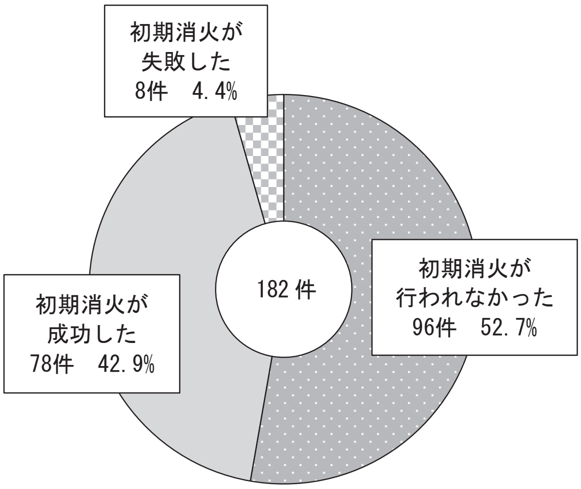

図６　初期消火状況

５　火災事例

事例１　「飲食店で業務用ガスこんろの火を消さずに離れたため出火した火災」

出火時分　　２月　13時ごろ

用 途 等　　複合用途（飲食店・事務所）　耐火造2/0　延180㎡

防火管理　　非該当

被害状況　　建物部分焼１棟　床面積20㎡焼損

概　　要

この火災は、複合用途建物１階飲食店の厨房内から出火したものです。

出火原因は、店長が両手鍋で固まっていたラードを業務用ガスこんろの火で溶かし始めましたが、そのことを失念して自宅に帰宅したことで、時間の経過とともにラードが過熱され、出火したものです。

近隣店舗の店長は、営業中に向かいの建物から炎が上がっているのを発見しています。火災を発見した店長はすぐに店舗内の固定電話で119番通報しています。

初期消火は実施されませんでした。

教 訓 等

この火災は、火を点けたままその場を離れたことで出火しています。燃焼機器を使用する際に火を点けたことを忘れてしまうことで、火災になることもあります。火を扱うときは、「目を離さない」、「加熱しすぎない」ことに注意し、安全に火を扱いましょう。

また、こんろの周囲には燃えやすいものを置かず、整理整頓を心掛けましょう。

写真１　店舗内の状況

写真２　厨房内の状況

事例２　「業務用ガスこんろを使用中、伝導過熱により出火した火災」

出火時分　　６月　18時ごろ
用 途 等　　飲食店　耐火造2/0　延55㎡
防火管理　　非該当
被害状況　　建物部分焼１棟　内壁、天井裏及び小屋裏55㎡焼損
概　　要

この火災は、飲食店１階の厨房から出火したものです。

出火原因は、業務用ガスこんろと内壁の離隔距離が不足した状態で業務用ガスこんろを使用し続けたため、内壁のタイルの熱が壁体内の木材に伝導し、木材の発火温度に達したため出火しています。

飲食店の店長は、１階店内で仕事中に突然「バチッ」という大きな音が鳴った後、停電し、１階の天井から煙が出てきたのを発見しました。発見後、来店していた利用客30名を避難誘導するとともに、他の従業員に119番通報を依頼した後、粉末消火器を天井に向けて噴射しましたが消火には至りませんでした。

店長から119番通報の依頼を受けた従業員は、すぐに自身の携帯電話で119番通報しています。

教 訓 等

この火災は、業務用ガスこんろの炎で壁体に施工されていた不燃材としてのタイルが熱せられ、壁体内部の木材に伝導過熱したため出火しています。伝導過熱とは、業務用ガスこんろ等の火源が、不燃材の壁体等に接し、その熱により内部の可燃物に着火する

ことをいいます。

ステンレス板やタイル等の不燃材が取り付けられているところでは、外観上は安全に見えても熱が壁体内の木材に伝わり、木材自体が発火温度に達し、出火してしまいます。

壁の構造が壁体内の木材に熱が伝わらない構造になっているか、熱源との距離は近くないか、局所的な変色はないか等を日常的に点検し、異常がある場合はすぐに使用をやめましょう。

写真３　業務用ガスこんろの状況

写真４　内壁の焼損状況

事例３「ノートパソコンの差込みプラグに金属が接触したため出火した火災」

出火時分　３月　18時ごろ
用途等　複合用途（事務所・百貨店等）　耐火造10/3　延67,000㎡
防火管理　該当選任あり　消防計画あり
被害状況　建物ぼや１棟　テーブルタップ１個、セキュリティワイヤー１個等焼損
概要

この火災は、複合用途建物７階の事務所から出火したものです。

出火原因は、ノートパソコンの差込みプラグとテーブルタップの隙間に金属製のセキュリティワイヤーが入り込み、差込みプラグの両差し刃に接触したため短絡し出火したものです。

店長は、従業員がノートパソコンを移動させた際に「バチッ」という音がしたのでデスクを確認すると、テーブルタップとセキュリティワイヤーに焦げた跡があるのを発見しました。火災を発見した店長は、テーブルタップからノートパソコンの差込みプラグを引き抜き、初期消火をしています。その後、建物管理会社の職員に報告し、報告を受けた建物管理会社の職員が会社の固定電話から管轄の消防署に通報しています。

教 訓 等

ノートパソコンの差込みプラグの通電部分に金属製のセキュリティワイヤーを挟み込んだため短絡し火災になっています。今回のような火災は、感電する恐れもあり大変危険です。コンセントとプラグの周囲には金属製のワイヤーや物品を設置しないようにしましょう。

写真５　電気配線の接続状況

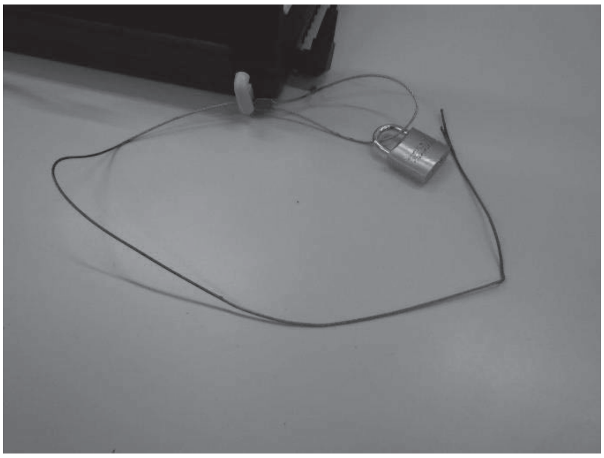

写真６　金属製のセキュリティワイヤーの状況

事例４　「事務所のテーブルタップのプラグから出火した火災」

出火時分　５月　20時ごろ

用 途 等　複合用途（事務所・飲食店等）　耐火造55/3　延180,000㎡

防火管理　該当選任あり　消防計画あり

被害状況　建物ぼや１棟　テーブルタップ２個等焼損

概　　要

この火災は、複合用途建物１階の防災センターから出火したものです。

出火原因は、床下に設置してあるテーブルタップの差込み口と別のテーブルタップの差込みプラグで、ほこり及び湿気を介して、プラグの差し刃間でトラッキング現象が発生し出火したものです。

防災センター警備員は、喫煙所の放送マイク装置のランプが消えているため、ビルメンテナンス職員に確認するよう依頼しています。依頼を受けたビルメンテナンス職員は、電気設備の配線を確認するとテーブルタップが焼損しているのを発見しました。

その後、発見したビルメンテナンス職員は、防災センターの電話で119通報を実施しています。初期消火はされませんでした。

教 訓 等

この火災は、床下のテーブルタップのプラグ部分で出火した火災です。トラッキング現象は、通電状態のコンセントにプラグが差さっていれば、ほこりや湿気等の影響で発生する恐れがあります。トラッキング現象による火災を防ぐためにも、長期間差したプラグは乾いた布などで清掃し、定期的にプラグ部分を確認するとともに、発熱などの異常がある場合は使用をやめましょう。

写真７　防災センターの状況

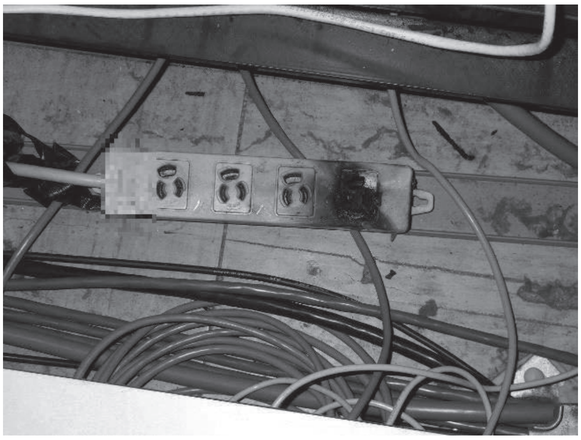

写真８　テーブルタップ付近の焼損状況

「耐摩耗試験機」の更新について

消火・消防設備部　消防設備課

消防用ホースの摩擦試験を実施するための耐摩耗試験機を改修しましたのでご紹介します。図1に改修した耐摩耗試験機を示します。

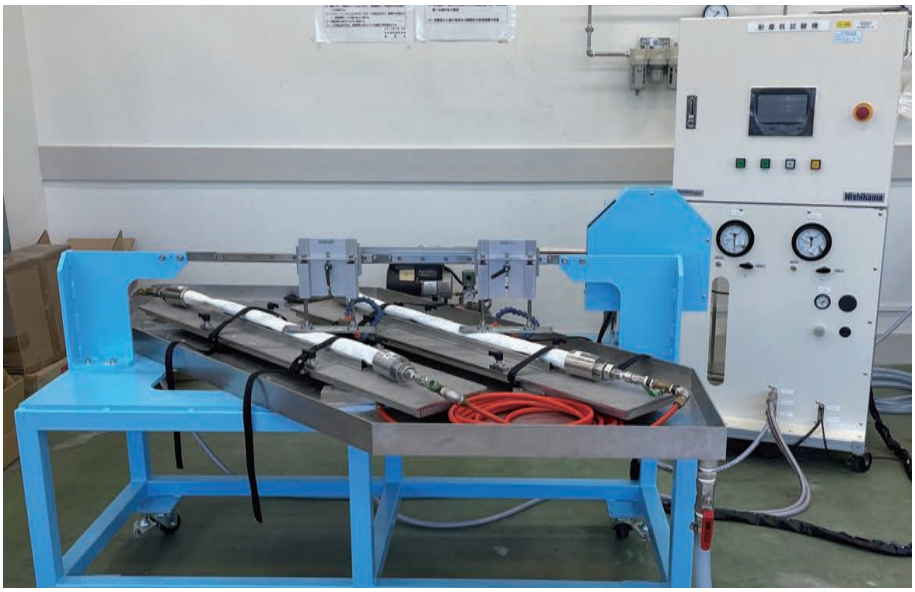

図１　耐摩耗試験機の全体図

１　概要

本機は、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年３月27日　総務省令第22号。以下「規格」という。）第17条、第29条及び第46条に規定されている摩擦試験に使用する試験装置です。摩擦試験とは、消防用ホースに水圧力を加えた状態で、一定の速度と荷重でやすりをかけて漏水の確認をするための試験です。消防用ホースを使用する際にコンクリート等の粗い地面に擦れる状態を再現しています。旧試験機は導入から38年が経過し、老朽化していたため、この度全面的な改修を行いました。

２　耐摩耗試験機の仕様

耐摩耗試験機は、規格の別表と別図で定められた仕様を満たす必要があります。表に規格の別表を、図２に規格の別図及び摩擦板の様子をそれぞれ示します。今回の改修においても、これらの条件を満足するように仕様の決定を行いました。

表　耐摩耗試験機の具備すべき仕様（規格別表）

項　　目	試　　験　　条　　件
ホース内圧	水圧0.5メガパスカル
摩擦面	摩擦板寸法以上でJIS R 6253に定める耐水研磨紙で研磨材の粒度が100番のもの
摩擦面に対する措置	摩擦面の目詰まりを防止する措置（一定の頻度による摩擦面の交換又はエアーブロー等をいう。）を施すこと。
摩擦板の寸法	曲率半径150ミリメートル、25ミリメートル以上×250ミリメートル以上の長方形
摩擦板の荷重	全振幅の全ての位置で10ニュートン
摩擦板の振動方向	ホースと45度の角度
摩擦板の全振幅	200ミリメートル
摩擦板の振動数	毎分20往復

規格別表の摩擦面に関しては、規格別図の仕様を満たすため、耐摩耗試験機付属の摩擦板に、耐水研磨紙を固定することで基準を担保しています。摩擦板についても旧試験機同様10Nの荷重を常に加えられるように重さと構造を調整しました。

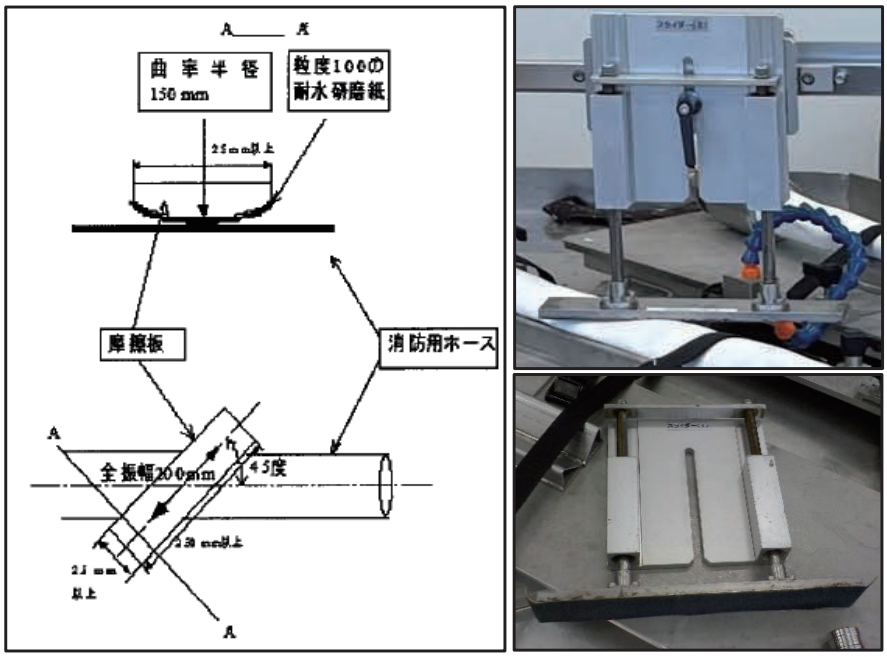

図２　摩擦面の仕様（規格別図）（左）、摩擦板取付状態（右上）及び摩擦板（右下）

3　耐摩耗試験機の構成

(1)　制御盤

今回の改修での大きな変更として、各バルブの開閉操作を手動式から電子制御式にするため、図３のとおり新たに制御盤を設けました。

図３　制御盤外観図

摩擦試験では、ホース使用時の水圧力がかかった状態を再現するため、表のとおり試験中ホースに0.5MPaの水圧を加えることが定められています。以前の試験機には水圧を制御する機能がなかったため、バルブを手動で開閉し圧力の調整を行う必要がありました。今回の改修では、制御盤を設けて水圧を自動で調圧できるようになったため、利便性が大きく向上しました。

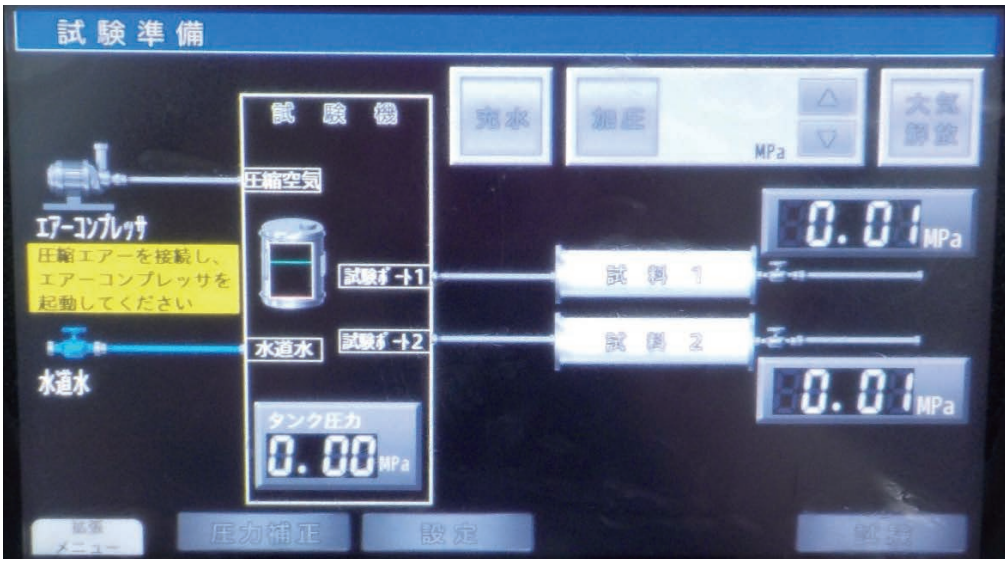

図４　タッチパネル表示

また、図４のとおりタッチパネル式の画面に手順を表示するようにしたことで、試験準備から試験完了まで操作できるようにしました。その他、摩擦の回数をカウントする機能及び消防用ホースが破れて水が漏れた際の圧力低下を検知して自動停止する機能を設けています。

⑵　摩擦台

消防用ホースを動かないように固定し、摩擦をかける部分です。以前は、消防用ホースの呼称によって２台の試験機を使い分ける必要がありました。今回の改修で、摩擦板の高さを高くすること及び消防用ホースを固定する台を図５のとおり交換可能な２種類とすることで、呼称150の消防用ホースまで対応できる仕様としました。このため、試験機を１台に統一することが出来ました。消防用ホースの呼称に応じて消防用ホースを固定する台を交換することでしっかり固定出来るようになっています。

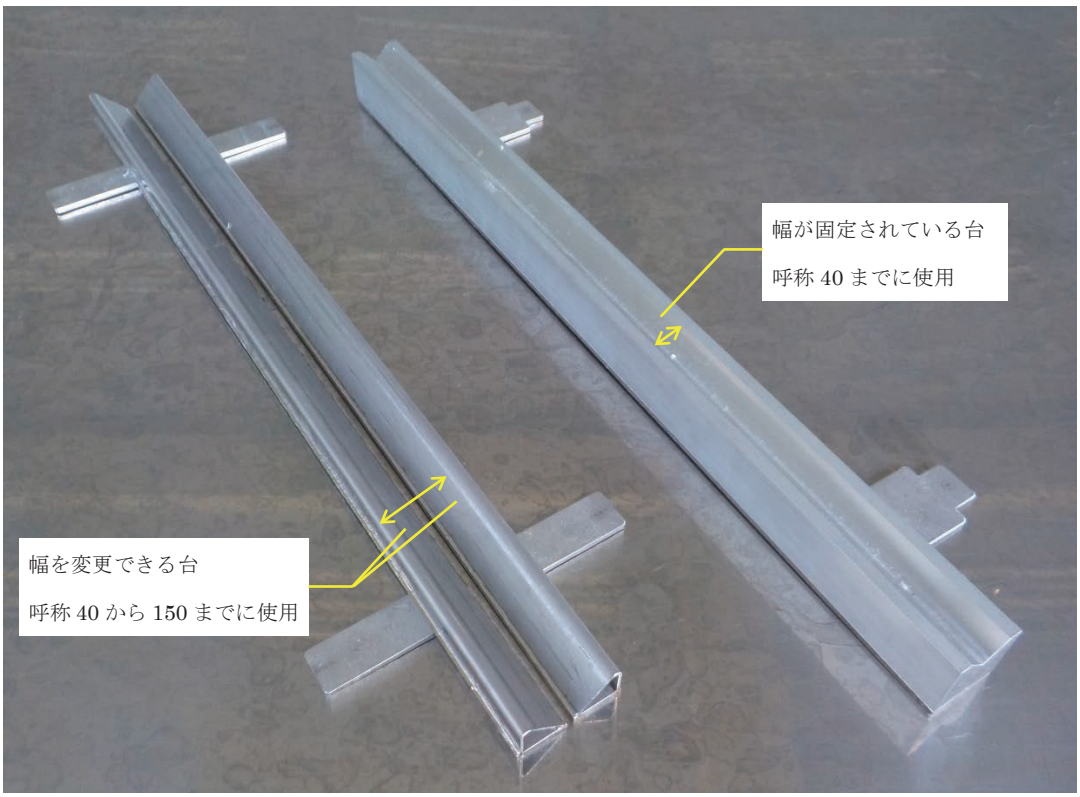

図５　２種類の消防用ホースを固定する台

ISO/TC21/SC6　国際会議報告

消火・消防設備部　消火設備課
望　月　文　雄

はじめに

ISO/TC21/SC6（泡・粉末消火剤及び泡・粉末消火剤を使用する消火設備）の国際会議が、2024年９月９日に英国のロンドンのThe British Standards Institution（以下「BSI」という。）で開催された。

SC6は、TC21（消防機器に係る専門委員会）における６番目のSC（分科会）であり、今回34回目の会議である。

第34回ISO/TC21/SC6ロンドン会議概要

１　日程

2024年９月９日（月）

２　場所

英国　ロンドン
BSI会議室

３　出席者（敬称略）

Zhuang　Shuang（議長）Wang Shuai（事務局）（中国）、
Shugarman Blake（アメリカ）、Deguerry Isabelle（フランス）、
Thilthorpe Robert（イギリス）、Chan Hoon（韓国）
日本：佐澤　潔（SC6国内委員長）、川島 綾実（消防庁）、
桜井 和義（TC21事務局）、君和田 貴子（通訳）、
望月 文雄（SC6/WG2、WG4国内主査）

写真１　BSI本部入り口

写真２　会議前風景

４　議事

（１）開催宣言

Zhuang氏より開会宣言と開催にあたって協力のあった関係各所に対し謝辞を行った。

（２）参加者の確認

各自自己紹介を行い参加者の確認をした。

現在のSC6のメンバーは、Pメンバー 20カ国、Oメンバー 17カ国であり、今回、新たにバングラデシュがPメンバーとして加わった。

（３）議事次第（案）の承認

議事次第（案）を検討し、承認した。

（４）ISO業務における倫理及び行動規範について

Wang氏より2023年11月に承認されたISOの倫理規定と行動規範について説明があり、各委員は再確認するように指示があった。

（５）決議事項編集委員の指名

Zhuang氏がThilthorpe氏を指名し了承された。

（６）前回のミラノ会議の議事録及び決議事項の確認

昨年開催したミラノ会議の議事録及び決議事項について確認し承認した。

（７）国際事務局報告

SC6の活動について前回の会議から３件の投票を行い、３件投票期間中であることを確認した。

（８）SC6委員会活動計画について

2024年８月７日から30日に行われた、2024年から2029年のSC6委員会活動計画のCIB投票について、投票結果の報告があった。

結果について大多数の国が賛成投票を行い、一部の国が棄権投票を行い、アメリカだけが反対投票を行った。アメリカの意見は、SC6委員会活動計画の一般事項の文言が曖昧なので明確にすべきという意見だった。審議の結果、意見を取り入れ、誤字脱字を直したことで、アメリカの賛同が得られたので、2024年から2029年までのSC6委員会活動はこの文書を基に実施していくことが決まった。

（９）作業部会報告

ア　WG2（粉末消火設備）

WG2はISO7202（防火－消火剤－粉末）についてSR投票が行われリサイクル粉末を規格化するかについて議論を進めている。ドイツが規格化に反対の意見を出した状態で審議が止まっているので、再審議するかどうかについて意見交換した結果、継続審議していくことが決まった。

イ　WG4（泡消火設備）

WG4はISO7203-1 ～ 3シリーズについてSR投票の期間中のため、WG4を開催することによりSR投票の結果に影響を与える恐れがあるため中止になった。

日本よりフッ素フリー泡消火薬剤の定義について議論が止まっているが、議論を進める予定はあるかという質問をした。Zhuang氏からフッ素含有泡消火薬剤は、世界的な問題の一つであり、各国関心のある話題なので投票終了後に審議するかについてWG4主査のLeonhardet氏へ確認してからになるが議論を進める予定であるという回答があった。

ウ　WG8（車載式CAFSシステム）

WG8について審議が終了し、ISO7076-6:2024（車載式CAFSシステム）が発行されたためWG8の解散が決まった。

（10）作業部会の議長について

WG2及びWG4の議長は引き続きLeonhardet氏が行うことで了承された。

（11）ISO/TC92/SC4について

泡消火薬剤の消火方法に共通項目があるので、ISO/TC92/SC4/WG13（(Active fire protection system）とISO/TC21/SC6で、リエゾンを結び相互で情報共有を進めていくことが決まり、Thilthorpe氏が窓口になった。

（12）その他

中国より、SC6には設置に関するISO規格はあるが、設置、システム、火災感知、設計、メンテナンスを総合的に規定したISO規格がないので、新たにWGを立ち上げ規格化に向けた議論を行っていきたいという意見が出た。

中国の意見に対して、以下の意見が出た。

日本、アメリカ：規格で扱う範囲が広すぎる。

韓国　　：規格化に同意する。

フランス　　：規格化に同意するが、WGの立ち上げには慎重になるべき。

討論の結果WGの立ち上げでなく、PWI（予備作業項目）として議論を進め、EN、NFPA等の規格との整合性を確認しながら、今回の会議後12ヶ月以内に中国がWD（作業原案）を提出し、提出された案を基に議論することが決まった。設備全般の議論となるため、ISO/TC21/SC5とリエゾンを結び議論を進めるべきという意見が出て、SC6のWang氏が窓口になった。

(13) 次回のSC6会議について

2025年のSC6の会議はSR投票の結果を受けて開催するか検討する。

2020年に中国上海で開催予定だったTC21総会がコロナウィルス感染拡大防止のため中止になったので、2026年のTC21総会の開催地に中国が立候補する予定であるとZhuang氏より宣言があった。

(14) 決議事項の承認について

ロンドン会議で12項目の決議事項が承認された。

決議事項１　この会議を行うにあたり会場を提供し、様々な協力をしてくれたBSIとFIAに感謝の意を表する

決議事項２　技術委員会の行動規範に関する文書（N651）を確認し、行動規範に則って、仕事に従事し、行動規範を尊重する

決議事項３　前回のミラノ会議の議事録（N675）を確認し、承認する

決議事項４　委員会報告書（N677）を検討し、承認する

決議事項５　SC6委員活動計画（N673）は、今回の会議で改訂した文書を採用していくことを承認する

決議事項６　ISO7202:2018を承認し、この規格をさらに５年間継続審議する

決議事項７　2027年までの３年間ISO/TC21/SC6/WG4の議長にドイツのLeonhardt氏を任命する

決議事項８　ISO/TC21/SC6/WG8は解散する

決議事項９　ISO/TC21/SC6はISO/TC92/SC4/WG13（Active fire protection

system）とリエゾンを結び、イギリスのThilthorpe氏をSC6の代表に指名し対応する

決議事項10　ISO/TC21/SC6とISO/TC21/SC5とリエゾンを結び、中国のWang氏をSC6の代表に指名し対応する

決議事項11　泡消火システム－設計、設置及び保守についてPWI（予備作業項目）として登録し審議を進めて行くために、中国が12ヶ月以内にNWIP投票用のWD（作業原案）を準備することが決定した

決議事項12　2025年のISO/TC21/SC6の会議は、作業項目の進捗状況に応じて、開催する

写真３　集合写真（BSIロビー）

おしらせ

有効期限を経過した受託評価品目

【予備電源】

型　式　番　号	承認 年月日	住　　所	依　頼　者	有効期限の 終期日
品評予第 2019～２号	R1.8.20	大阪府守口市松下町１番１号	パナソニックエナジー 株式会社	R6.8.19
品評予第 2019～３号	R1.9.26	大阪府守口市松下町１番１号	パナソニックエナジー 株式会社	R6.9.25

【非常警報設備・非常電話】

型　式　番　号	承認 年月日	住　　所	依　頼　者	有効期限の 終期日
認評放第 27～19～１号	R1.9.26	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目３ 番３号クイーンズタワー B22階	株式会社日立情報通信 エンジニアリング	R6.9.25

【非常警報設備・増幅器及び操作部】

型　式　番　号	承認 年月日	住　　所	依　頼　者	有効期限の 終期日
認評放第 21～10～１号	H26.10.22	東京都港区港南四丁目１番８号	株式会社JVCケンウッド・ 公共産業システム	R6.10.21
認評放第26～19号	H26.9.18	大阪府守口市八雲東町一丁目10番12号	パナソニックエンターテ インメント＆コミュニケー ション株式会社	R6.9.17

【非常警報設備・遠隔操作器】

型　式　番　号	承認 年月日	住　　所	依　頼　者	有効期限の 終期日
認評放第16～14号	H16.9.3	東京都港区港南四丁目１番８号	株式会社JVCケンウッド・ 公共産業システム	R6.9.2
認評放第26～20号	H26.9.18	大阪府守口市八雲東町一丁目10番12号	パナソニックエンターテ インメント＆コミュニケー ション株式会社	R6.9.17

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■業界の動き■■

－会議等開催状況－

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会　　（令和６年11月14日）

・電子書籍の公開について
・あり方検討小委員会について
・事務局長会議について
・東京消防庁からの意見交換会開催依頼について
・国交省からの特定小規模施設用自動火災報知設備についてのヒアリングについて
・委員長連絡会報告

○メンテナンス委員会
（令和６年11月19日）

・点検実務検討小委員会報告
　保守点検ページのアクセス解析
　ホームページ保守点検サイトの改訂について
・維持運用管理手法小委員会報告
　最近の予防行政の動向について
　可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて
　加ガス試験機の生産中止について
　火災予防分野における技術カタログに掲載する新たな点検技術の公募について
・委員長連絡会報告

○技術委員会　　（令和６年11月20日）

・火報システム技術検討小委員会報告
・火報試験基準検討小委員会報告
・あり方検討小委員会報告
・連動機構・装置等自主評定委員会報告
・戸外表示器管理委員会報告
・委員長連絡会報告

○設備委員会　　（令和６年11月28日）

・設備性能基準化小委員会報告
　公共建築工事標準仕様書等の改訂について
・工事基準書改訂小委員会報告
　電線工業会訪問について
　令和７年度の活動について
・官公庁関連、業界動向等について
　令和６年（１月～６月）における火災の概要について（概数）
　令和５年（１～12月）における火災の状況（確定値）
・委員長連絡会報告

○システム企画委員会
（令和６年11月29日）

・火報企画検討小委員会報告
　火災通報措置のあり方検討について
　火災予防審議会について
　光警報装置の設置啓発活動について
・火報システム自主管理専門委員会
・委員長連絡会報告

○住宅防火推進委員会

（令和６年11月27日）

・交換推進WG進捗について
・住宅用火災警報器検定申請数について
・お客様電話相談室受付結果について
・第51回国際福祉機器展H.C.R.2024アンケート結果について
・住宅防火対策推進協議会によるCATV等事業報告（佐渡市，愛西市，西尾市）について
・女性防火クラブ幹部研修会報告（四国ブロック）について
・令和６年秋季全国火災予防運動の実施について
・委員長連絡会報告

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第８回　企業委員会

（令和６年11月７日）

・検定等申請・回収状況
・機器協会事務局長会議報告
・消火器リサイクル推進センターからの報告
・エコプロ開催について

◇第７回　技術委員会

（令和６年11月１日）

・検定細則の見直しについて

◆（一社）日本消火装置工業会◆

○第448回「技術委員会」

（令和６年11月１日　書面会議）

・JIS B 2308（ステンレス鋼製ねじ込み式管継手）、JIS B 2309（ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手）の改訂案について
・令和７年版　機械設備工事監理指針改訂委員会について
・その他

○第18回「合同委員会」

（令和６年11月７日　沖縄県那覇市みんなの貸会議室）

・各委員会・部会活動状況報告について
・来年度合同委員会幹事部会について
・その他（里城復興現場　視察）

○第209回「第三部技術分科会」

（令和６年11月19日　日本消火装置工業会）

・新ガス消火設備の設置基準等について
・新ガス消火設備の設置基準の検討について
・ガス消火設備誤放出対策について
・その他

※11月は、各常設委員会等の「合同委員会」開催のため、第一部技術分科会及び第二部技術分科会は開催されませんでした。

◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

○総務委員会

（令和６年11月26日　㈱モリタ会議室＋web）

・事務局長会議等報告について
・令和６年度第２回理事会について
・その他

○大型技術委員会

（令和６年11月22日　ポンプ協会事務所）

・側方衝突警報装置（BSIS）について
・動力消防ポンプに係る規格省令改正について
・動力消防ポンプ品質評価細則について
・その他

○大型技術委員会・検定協会合同会議

（令和６年11月22日 ポンプ協会事務所）

・検定協会への課題調査について
・動力消防ポンプに係る規格省令改正について
・その他

○大型技術委員会 細則改正作業部会

（令和６年11月７日　ポンプ協会事務所）

・消防ポンプ自動車の品質評価細則の問題点抽出
・その他

○大型技術委員会 細則改正作業部会

（令和６年11月22日　ポンプ協会事務所）

・消防ポンプ自動車の品質評価細則の問題点抽出
・その他

○小型技術委員会

（令和６年11月13日　web）

・動力消防ポンプに係る規格省令改正について
・動力消防ポンプ品質評価細則について
・その他

■■人事異動■■

◆日本消防検定協会◆

○令和６年11月５日付

（氏名）	（新）	（旧）
【兼務】		
小寺　杏子	企画研究部企画研究課 兼ねて業務課　主任検定員とする	企画研究部企画研究課 主任検定員

新たに取得された型式一覧

型式承認

種　　別	型式番号	申　請　者	型　　式	承認年月日
小型消火器	消第2024～5号	日本ドライケミカル株式会社	水（浸潤剤等入り）　2.4l（蓄圧式、アルミニウム製）	R6.10.4
消火器用消火薬剤	薬第2024～1号	日本ドライケミカル株式会社	消火器用水（浸潤剤等入り）	R6.10.4
差動式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～16号	日信防災株式会社	2種（24V、200mA）、非防水型、普通型、再用型	R6.10.3
	感第2024～17号	日信防災株式会社	2種（24V、50mA）、非防水型、普通型、再用型	R6.10.3
熱アナログ式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～18号	日信防災株式会社	（24V、200mA）・公称感知温度40℃～85℃、非防水型、普通型、再用型	R6.10.3
	感第2024～19号	日信防災株式会社	（24V、200mA）・公称感知温度40℃～85℃、防水型、普通型、再用型	R6.10.3
定温式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～20号	日信防災株式会社	特種（24V、50mA）・公称作動温度65℃、非防水型、普通型、再用型	R6.10.3
	感第2024～21号	日信防災株式会社	1種（24V、50mA）・公称作動温度75℃、防水型、普通型、再用型	R6.10.3
光電アナログ式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～22号	日信防災株式会社	（24V、200mA）・公称感知濃度2.4％／m～17.2％／m、非防水型、普通型、再用型、散乱光式	R6.10.3
光電式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～23号	日信防災株式会社	2種（24V、50mA）・非蓄積型、非防水型、普通型、再用型、散乱光式	R6.10.3
	感第2024～24号	日信防災株式会社	3種（24V、50mA）・非蓄積型、非防水型、普通型、再用型、散乱光式	R6.10.3
光電アナログ式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～25号	パナソニック株式会社	（28V、5mA）・公称感知濃度2.5％／m～17％／m、非防水型、普通型、再用型、散乱光式	R6.10.15
光電式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～26号	パナソニック株式会社	1種（30V、50mA）・非蓄積型、非防水型、普通型、再用型、散乱光式	R6.10.15

品質評価　型式評価

種　　別	型式番号	依　頼　者	型　　式	承認年月日
予備電源	品評予第2024～5号	パワーエナジー株式会社	中継器用（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池）3.5Ah／5HR	R6.10.2
	品評予第2024～6号	パワーエナジー株式会社	中継器用（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池）6Ah／5HR	R6.10.2
	品評予第2024～7号	古河電池株式会社	受信機用（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池）10Ah／5HR	R6.10.7
	品評予第2024～8号	古河電池株式会社	中継器用（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池）10Ah／5HR	R6.10.7
特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置	M42L－AS－2	株式会社モリタテクノス	はしご付消防ポンプ自動車	R6.10.7
消防用積載はしご	品評は第2024～3号	日本消防梯子株式会社	単一式（3.4m、チタン製）	R6.10.4
消防用結合金具	C06BD02A	帝国繊維株式会社	使用圧2.0、差込式受け口、呼称40	R6.10.28
	C14FG02A	ヨネ株式会社	使用圧0.9、ねじ式受け口、呼称75（吸管用）	R6.10.21

認定評価　型式評価

種　　別	型式番号	依　頼　者	型　　式	承認年月日
地区音響装置	認評音第2024～2号	日信防災株式会社	DC24V、10mA、公称音圧90dB	R6.10.8
非常警報設備・一体型	認評非第2024～5号	サクサテクノ株式会社	普通型、DC24V	R6.10.29
	認評非第2024～6号	サクサテクノ株式会社	防雨型、DC24V	R6.10.29
屋内消火栓設備の屋内消火栓等・易操作性１号消火栓	認評栓第2024～4号	株式会社立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式　呼称30	R6.10.16
	認評栓第2024～5号	株式会社立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式　呼称30	R6.10.16
	認評栓第2024～6号	株式会社立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式　呼称30	R6.10.16

検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験申請件数	型式変更試験申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
消火器	大型	0	0	18	3,943	93.0	123.8
	小型	1	0	81	484,325	83.3	99.2
消火器用消火薬剤	大型用	1		2	150	125.0	66.9
	小型用			5	2,433	75.5	59.6
泡消火薬剤		0		21	157,080	155.6	138.1
感知器	差動式スポット型	0	0	40	217,973	92.6	93.2
	差動式分布型	0	0	8	3,640	79.8	76.1
	補償式スポット型	0	0	0	0	−	−
	定温式感知線型	0	0	1	200	皆増	皆増
	定温式スポット型	0	0	38	118,506	137.4	104.1
	熱アナログ式スポット型	0	0	12	8,646	65.2	87.0
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	−	−
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	皆減	皆減
	光電式スポット型	0	0	35	102,503	102.3	83.8
	光電アナログ式スポット型	0	0	15	32,949	92.2	92.4
	光電式分離型	2	0	6	165	330.0	104.3
	光電アナログ式分離型	0	0	1	4	4.0	179.8
	光電式分布型	0	0	0	0	−	−
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	−	178.3
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	−	−
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	−	−
	紫外線式スポット型	0	0	1	40	33.3	106.9
	赤外線式スポット型	1	0	6	552	54.8	70.4
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	皆減	150.0
	炎複合式スポット型等	0	0	0	0	−	−
発信機	P型1級	0	0	6	12,154	74.9	95.7
	P型2級	0	0	5	2,374	61.7	102.5
	T型	0	0	0	0	−	−
	M型	0	0	0	0	−	−
中継器		0	0	77	31,003	80.4	86.5
受信機	P型1級	0	0	46	2,371	105.6	95.1
	P型2級	1	0	15	5,614	308.0	165.5
	P型3級	0	0	1	20	皆増	17,550.0
	M型	0	0	0	0	−	−
	R型	0	0	6	146	125.9	90.1
	G型	0	0	5	9	69.2	113.8
	GP型1級	0	0	13	47	142.4	118.0
	GP型2級	0	0	0	0	−	−
	GP型3級	0	0	10	46,759	97.3	98.8
	GR型	0	0	20	227	65.6	88.0
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	0	18	81,165	21.0	42.4
流水検知装置		0	0	34	926	50.3	70.0
一斉開放弁		0	0	19	2,683	84.7	168.5
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	1	30	300.0	187.9
	立てかけはしご	0	0	0	0	−	−
	つり下げはしご	0	0	26	16,348	77.5	103.2
緩降機		0	0	4	562	91.8	99.4
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	18	64,000	124.7	95.0
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	−	−
	光電式住宅用防災警報器	0	0	29	403,860	132.6	100.5
合計		6	0	643	1,803,407	88.1	90.4

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務		型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
補助警報装置及び中継装置		0	0	0	0	0	−	−
音響装置		0	0	0	0	0	−	100.0
予備電源		0	0	0	3	13,746	94.2	97.9
外部試験器		0	0	1	4	54	38.6	74.1
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	0	0	0	−	99.9
	受信装置等	0	0	0	0	0	−	皆増
光警報装置		0	0	0	1	400	皆増	318.2
	光警報制御装置	0	0	0	2	60	皆増	450.0
屋外警報装置		0	0	0	0	0	−	−
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	0	−	−
消火器加圧用ガス容器		0	0	0	4	10,755	34.7	28.1
蓄圧式消火器用指示圧力計		0	0	0	6	548,600	102.9	101.0
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁		0	0	0	3	3,427	854.6	66.1
消火設備用消火薬剤		0		0	6	66,204	86.3	74.3
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	0	−	−
	構成部品	0	0	0	0	0	−	−
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0		3	80	123	146.4	117.7
	可搬消防ポンプ	0		0	3	325	105.2	91.6
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0		1	2	350	53.0	97.0
	呼称65以下のもの	0		0	2	70	26.9	99.0
消防用ホース	平　40を超えるもの	0	0	12	8	27,009	148.5	97.4
	平　40以下のもの	0	0	7	8	19,660	83.8	107.4
	濡れ	0	0	0	0	0	−	−
	保形	0	0	0	2	8,000	106.7	75.4
	大容量泡放水砲用	0	0	0	1	1	皆増	411.1
消防用結合金具	差込式	0	0	0	36	106,067	102.5	116.4
	ねじ式	0	0	0	26	11,781	72.6	89.5
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	0	−	−
	同一形状	0	0	2	3	292	皆増	76.2
漏電火災警報器	変流器	0	0	0	10	3,475	127.2	100.9
	受信機	0	0	0	9	2,312	105.5	99.9
エアゾール式簡易消火具		0	0	0	2	64,765	244.6	111.7
特殊消防ポンプ自動車		1		0	36	42	161.5	92.9
特殊消防自動車					3	3	50.0	58.1
可搬消防ポンプ積載車		0		0	0	0	皆減	42.9
ホースレイヤー		0	0	0	1	6	150.0	125.0
消防用積載はしご		0	0	0	7	71	54.6	97.8
消防用接続器具		0	0	3	15	5,335	83.8	83.6
品質評価業務					確認評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
外部試験器の校正					8	27	84.4	119.1
オーバーホール等整備					7	7	116.7	108.7

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

受託評価等依頼一覧表

認定評価業務		型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
地区音響装置		0	0	0	17	28,102	153.3	104.7
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	0	28	4,625	94.3	101.3
	放送設備	0	0	0	85	64,388	92.0	99.0
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	−	−
	構成部品	0	0	0	0	0	−	−
総合操作盤		0	0	0	0	0	−	−
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	0	14	3,007	77.8	94.8
	2号消火栓	0	0	1	9	1,516	57.3	81.2
	広範囲型2号消火栓	0	0	1	8	1,235	103.8	105.6
	補助散水栓	0	0	0	0	0	−	−
	ノズル	0	0	0	28	12,098	75.0	91.8
認定評価業務		装着番号付与確認評価依頼件数		更新等依頼件数	製品確認評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0		0	16	24,745	121.2	99.3
認定評価業務		型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
特定駐車場用泡消火設備		5	0	0	5	11,700	93.2	70.5

認定評価業務	総合評価依頼件数	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備（評価）	0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置		0	0	9	9	9	112.5	120.0

特定機器評価業務	総合評価依頼件数	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
特定消防機器等	0	0	0	0	11	26,027	110.5	128.6

受託試験及びその他の評価	依頼件数			依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
受託試験（契約等）	0						
受託試験（その他の契約等）				0	0	皆減	56.0
評価依頼（基準の特例等）	0						

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

編集後記

2024（令和６）年も残り僅かとなり、まもなく冬至を迎えますが、皆さん、いかがお過ごしですか。

やっぱり、新しい建物は良いですね。新しい中央試験場でのデスクワークも、はや１か月を過ぎました。まだ、いろいろわからないこともありますが、やっぱり良いものですね。

ただ、書類や物がどこに仕舞ったのか、どこに片づけたのかが、いまだ覚えられず、四苦八苦している状況です（私だけかもしれませんが）。

また、この時期になると来年のカレンダーが姿を見せ始めますね。先日手元に某消防局の 2025 オリジナルカレンダーが届きました。担当者から、「このカレンダーは、今までの車両紹介だけでなく、資機材や訓練の様子とともに、裏メニュー？ならぬ、「裏の想い」として緊急消防援助隊で能登半島に派遣された車両を中心に撮影がされています。」というコメントが書き添えられていました。担当者自身も３回能登半島に派遣されたそうです。早いもので、もう１年経とうとしています。

さて、今月号では、岡山市消防局長の上田匡様には巻頭のことばを、元東京理科大学火災科学研究所教授の小林恭一先生からは「検定制度と検定協会 第２回～日本消防検定協会の設立と義務検定制度～」を、東京消防庁予防部調査課からは「東京消防庁管内における火災の概要と政令対象物の火災状況」を、ご寄稿いただき、誠にありがとうございました。

１月号では、消防庁長官の池田達雄様をはじめ、全国消防長会会長の吉田義実様、関係工業会の各代表の皆様には新年のご挨拶をご寄稿いただき、当協会からは「ISO 国際会議の報告（SC2）」などを掲載する予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いします。

(1)　消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2)　消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先　東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会　企画研究課
電　話　0422-44-8471　（直通）
E-mail
〈kikaku@jfeii.or.jp〉

発行　日本消防検定協会　https://www.jfeii.or.jp

本　　所　〒182-0012　東京都調布市深大寺東町4-35-16
TEL　0422-44-7471㈹　FAX　0422-47-3991

大 阪 支 所　〒530-0057　大阪市北区曽根崎 2-12-7　清和梅田ビル４階
TEL　06-6363-7471㈹　FAX　06-6363-7475

虎ノ門事務所　〒105-0001　東京都港区虎ノ門2丁目9番16号　日本消防会館11階
TEL　03-5962-8901　FAX　03-5962-8905

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。
当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail：kikaku@jfeii.or.jp　専用 FAX 0422-44-8415

印刷　前田印刷株式会社

日本消防検定協会